

長野県版エシカル消費推進事業

くらし安全・消費生活課

1 目 的

持続可能な脱炭素社会の実現に向け、県民に対しエシカル消費の実践につながる啓発を行うとともに、自発的な実践を促すことにより、環境等に配慮した消費行動を実践する「人づくり」を推進する。

2 課 題

- ・これまでエシカル消費の実践に繋がりやすい若者や子育て世代をターゲットに啓発を実施
- ・令和2年度に制定された「長野県脱炭素社会づくり条例」においては、県自身によるエシカル消費の実践や啓発に加え、すべての県民、事業者に対し、エシカル消費の実践に努めるよう求める旨が定められた。
- ・このため、すべての県民、事業者に対する効果的な啓発（エシカル消費の「見える化」）が必要となっている。

3 事業内容

（1）県民（消費者）による実践促進

- ①店頭におけるエシカル消費となる商品の「見える化」
 - ・スーパーの各売場で認証マーク等のPOP 掲示
(R 2 : 2 社 14 店舗、R 3 年度順次拡大)
 - ・コンビニエンスストアのエシカル消費に関係する商品の近くや賞味期限が近い商品コーナーに、POP を掲示
(R 3 : 9 月以降県内約 670 店舗で順次掲示予定)
 - ・POP 配置スーパー内にポスター、小冊子配置
- ②エシカル消費に関する広報・啓発
 - ・長野県広報紙等を利用した情報発信 (R 3. 10 月以降)
(新聞折込等 62 万部、テレビ広告及びW e b 企画等)
 - ・啓発動画の制作、啓発用小冊子作成・配布



スイングPOPの例

（2）事業者による実践促進

- ①経済団体を通じた事業者への広報
事業者が集まる会合等の場を活用し、エシカル消費やその意義等に関して説明
- ②若手経営者との連携によるエシカルカフェ開催予定
若手経営者とともに、エシカルな事業活動の情報交換を実施

（3）県による実践強化

- ①県による「エシカル調達」の実践強化（事務用品一括調達など）
- ②エシカルな商品の供給促進（おいしい信州ふード、原産地呼称管理制度等）

